

自粛要請状況を踏まえた今後の対策の必要性
(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請・指示について)

委員	意見
朝野座長	<p>1 現状認識</p> <p>○ 4月7日に発出された緊急事態宣言以降、大阪府の感染者数の推移は増加傾向にあり、加速度的に増加のスピードが増しているという状況ではないものの、この増加の傾向はこれから1週間継続すると考えられるため、大阪府でも1日3桁の患者が発生するようになるでしょう。その後、緊急事態宣言による外出の自粛の効果が現れれば、増加の速度が鈍り、減少に転じる可能性があります。今回の施設の使用制限によってその効果が確実なものになることを期待します。</p> <p>2 施設の使用制限について</p> <p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によって事前に設定されていた施設と、これまでの研究によって感染リスクが高いと判断される施設、いわゆる「3密」の環境となる業種の休業を要請することは、適切であると考えます。後者については、国の基本的対処方針に新たに「特定都道府県以外の都道府県は、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。」という記載が追記され、全国で同様の要請がなされるため、特定都道府県の大阪府においても当然なすべきことと判断します。</p> <p>3 更に推進すべき事項</p> <p>○ 一方で、未だに通勤等で外出せざるを得ない府民も一定程度おり、要請を行わない業種についても可能な限りテレワーク等による在宅の勤務を促し、大学等の教育機関においては教育を受ける権利を保証し、かつ若者の外出の自粛を促すためにメディア授業の一層の普及を府としても援助すべきと考えます。</p>

<p>掛屋副座長</p>	<p>東京同様に施設の使用制限の要請・指示を迅速に行うべきと考えます。「外出の自粛要請」や「イベントの自粛要請」のみでは、十分な効果は期待できません。週末は梅田や心斎橋の繁華街にも出歩く人が減っていたようですが、Weekday に「外出の自粛要請」に応えられる方は限られます。ある程度の強制力をもって要請・指示すべきです。</p> <p>選定・指定が判断しにくい業種もありますので、具体的な業種を示してください。また、休業補償を示すことが伴わなければ、実現しないものと考えます。休業補償も短期的なものではなく、中長期的なビジョンを与えることも行政の役割と考えます。</p>
<p>砂川オブザーバー</p>	<p>使用制限をかける・かけないの対象施設については、東京都の出された案に対して追加・修正を求める部分はありません。</p> <p>ただし、休止を要請しない（すべきでない）施設であっても、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設の出入り口、待合場所、控え場所（更衣室等含む）等で、一時的に人の流れが停滞する環境が発生するので、施設ごとにそのような場所を調査し、そこでの 3 密環境を最小限にすること、 2) 長距離の交通機関での感染リスクは指摘されているので、換気を良くする、座席を離す等の改善に努め、3 密環境を最小限にすること、体調不良者は乗車・搭乗させないこと、 3) 診療所（特に口を大きく開けるが必要な歯科、耳鼻咽喉科等）ではエアロゾルの発生リスクが高いこと、理美容では客の顔との距離が近いこと、があることから適宜のマスクの着用と共に 3 密環境を最小限にすること、 4) ごみの中に感染性のものが含まれている可能性が否定出来ないことから、ごみを扱う際には担当業者は必要な予防措置をとると共に、作業の間には適切な手洗いを行うこと、 <p>の以上については施設やスタッフの作業特性に応じた注意として、促していただきたい、と思います。</p> <p>また、施設の使用制限の要請・指示に関連して、出来るだけ警察の協力を仰ぎ、街中の警備や、たむろする若者・客引きへの注意、帰宅を促すことを行うことを進めていただければと思います。強制力はもちろんありませんので注意のみになるかと思いますが、有ると無しでは大きく効果が異なるのではないかと、思っています。</p>